

地域づくりの取り決め

目的	地域づくり方策	地域づくりの内容
1) 静かで落ち着いた住環境を守り、育てよう	適正な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 将来の土地利用に関しては篠場地区将来土地利用構想に基づき計画的に進める。 農地、山林等から宅地（住宅や工場など）への転換は、できる限り宅地化検討区域、適正利用検討区域内で行う。 農地、山林等を宅地に転換するにあたっては、周辺の土地の有効利用ができないことのないように、周辺の農地や宅地の利用等に与える影響に十分配慮する。
	まちづくり委員会による土地利用の確認	<ul style="list-style-type: none"> 土地条例第10条に基づき、土地の売買や建築物の新築・増築及び農地の転用等に際し、市に届け出る場合には、地区のまちづくり委員会の同意を得る。
	建築物の用途の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 宅地、公益施設用地、宅地化検討区域内に建てることができる建築物。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅 ② 共同住宅 ③ 学校その他これらに類するもの ④ 診療所・医院 ⑤ 農業用倉庫等の農業関連施設（地域の環境を阻害するものを除く） ⑥ 事務所（暴力団関係の建築物は除く）、店舗、飲食店等でその用途の床面積の合計が150m²以内のもの（ただし、まちづくり委員会が地域の環境を阻害するおそれのないものと認めたものについては、この限りでない） ⑦ 地区内居住者の工場及び作業所・倉庫（地域の環境を阻害するものは除く） ⑧ 公会堂、福祉関連施設など、公益上必要な建築物 ⑨ 上記のほかまちづくり委員会において承認を得たもの 大規模工業用地、適正利用検討区域内に建てられない建築物。 <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団関係の建築物 ② 地区の環境を阻害する工場及び作業所、倉庫 ③ ホテル、旅館等 ④ 遊戯関連施設 ⑤ 風俗関連施設 ⑥ 上記のほか、まちづくり委員会において地域内の施設として不適合と判断されたもの <p>※ただし、用途地域が指定されている区域については、建築基準法に基づく建物用途規制への適応を前提とする。</p>

目的	地域づくり方策	地域づくりの内容
1) 静かで落ち着いた住環境を守り、育てよう	建築物の用途の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の区域については基本的に建築行為を認めない。(ただし、まちづくり委員会が良好な住環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。)
	建築物の高さの誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地、公益施設用地、宅地化検討区域内に建てることができる建築物の高さの最高限度は10mとする。(ただし、まちづくり委員会が良好な住環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。)
	建築物の壁面の位置の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から、1.0m以上後退させる。ただし、以下に掲げるものについては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ①別棟の車庫で延面積が25m²以下で、かつ、高さが3m以下のもの ②別棟の物置で延面積が6.6m²以下で、かつ、高さが3m以下のもの
	建築物の敷地面積の最低限度の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地面積の最低限度は200m²とする。(ただし、まちづくり委員会が良好な住環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。)
	花木や草花等による緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の緑化を推進するため、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生垣や板垣又は1.5m以下の透視可能なフェンス等で植栽が施されたものとし、コンクリート垣やブロック垣はできる限り設けないようにする。 ・住宅敷地内は、四季の草花や花の咲く木、実になる木を植栽するように努める。 ・掛川市生垣等設置補助金制度等を活用し、積極的に生垣等の設置に努める。 ・地区住民が一体となり、道路や河川、水路沿い等への花木や草花等による緑化や修景活動に積極的に取り組む。
	建築物や看板等の形態の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は落ち着いた色彩とする。 ・広告または看板は、自己及び公共の用に供するものに限定するとともに、周辺の景観に配慮した色彩・形態(高さ、大きさ等)・場所とする。 ・地域の子どもたちのために、青少年育成に悪影響を及ぼす自動販売機等を設置しないようにする。

目的	地域づくり方策	地域づくりの内容
2) 農地の荒廃化を防止し、有効利用を考えよう	農地の適正管理、利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の土地については適性に管理し、荒地にならないように努める ・市や農協等と協力しながら、農地の管理、活用策についての研究、検討に積極的に取り組む
3) 道路の安全性、快適性を向上しよう	必要な道路幅員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築や改築時には、既存道路の拡幅すべき目標幅員及び新たな道路位置に合わせる。
4) 地域内の自然、歴史・文化資源を守り、活かそう	自然環境の美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり、緑地や水辺の美化活動（清掃や草刈りなど）に積極的に取り組む。
5) 住民が集い、憩える空間をつくろう	地域資源の保全、継承活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となり、地域に残された歴史・文化資源の保全、手入れに積極的に取り組む。 ・各資源の案内板、説明板の設置、資料の作成等に積極的に取り組む。
	水質浄化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等の新築及び改築にあたっては、できる限り合併処理浄化槽を設置する。 ・合成洗剤使用の削減や水切り袋の使用等により、家庭や地域でできる家庭雑排水対策に積極的に取り組む。
	ゴミ処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの排出（処理）に対する意識を高め、各家庭がゴミの減量に努めるとともに、分別回収など市のゴミ収集のシステム（ルール）に協力する。 ・また、周辺環境への影響、安全性の確保などから、各家庭におけるゴミの焼却をできるだけ行わないようとする。
6) 地域の人との交流（連帯）を深めよう	自治会活動や生涯学習活動等への積極的な参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民は、自治会活動や生涯学習活動等に積極的に参加し、各活動に協力する。
	まちづくり委員会の結成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の代表者により構成する「篠場まちづくり委員会」を組織し、篠場地区まちづくり計画を進める。 ・地域住民は「篠場地区まちづくり計画」を守り、推進するとともに、「まちづくり委員会」等におけるまちづくり活動に積極的に協力する。